

事例
10

手術給付金②(約款の別表に定める手術)

昭和56年10月2日から平成21年4月1日までにご加入の医療保険、医療給付金付定期保険またはフコク健康特約

(昭和56年10月1日以前のフコク健康特約につきましては、担当のお客さまアドバイザー、弊社お客さまセンター、または最寄りの支社へご照会ください。)

手術給付金	支払事由	約款の別表に定める88項目いずれかの手術をうけたとき
	支払額	入院給付金日額×別表に定める給付倍率(10・20・40倍)

! ご注意

- 美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術は、「病気やケガの治療を直接の目的とする手術」に該当しないため、約款の別表に定める手術であっても、手術給付金の支払対象となりません。
- 診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)は、手術給付金の支払対象となりません。



《お支払いできる場合と、お支払いできない場合の代表的な事例》

部位	お支払いできる場合	お支払いできない場合
皮膚・乳房の手術	乳房切除術	乳腺腫瘍摘出術
	植皮術(植皮面積25cm ² 以上)	創傷処理
		皮膚切開術
		デブリードマン
筋骨の手術	骨折観血の手術(指を除く)	骨内異物(挿入物)除去術(抜釘術)
	関節鏡下半月板切除術	骨折非観血整復術
	ばね指手術	超音波骨折治療法
呼吸器・胸部の手術	肺部分切除術	口蓋扁桃摘出術
	慢性副鼻腔炎根本手術	アデノイド切除術
	喉頭腫瘍摘出術	下甲介切除術
循環器・脾の手術	下肢静脈瘤根本手術	冠動脈造影
	ペースメーカー移植術	
	内シャント造設術	
消化器の手術	虫垂切除術	肛門周囲膿瘍切開術
	腹腔鏡下胆のう摘出術	肛門ポリープ切除術
	ソケイヘルニア手術	
	痔核手術(根治術)	

保険金・給付金の
お支払いについて

部位	お支払いできる場合	お支払いできない場合	
尿・性器の手術	帝王切開術	子宮頸管ポリープ切除術	
	流産手術(人工妊娠中絶を除く)	前立腺針生検法	
	子宮内容除去術(人工妊娠中絶を除く)	吸引分娩術	
	子宮全摘術		
内分泌器・神経の手術	椎弓切除術	神経ブロック	
	甲状腺摘出術	ブラッドパッチ	
	開頭クリッピング		
	経鼻的下垂体腫瘍摘出術		
感覚器・視器および聴器の手術	鼓室形成術	鼓膜切開術	
	水晶体再建術	鼓膜チューブ挿入術	
	近視に対するレーシック(※1.)	麦粒腫切開術	
	網膜光凝固術(※1.)		
衝撃波による体内結石破砕術		X	
悪性新生物の手術(※2.)	体外衝撃波結石破砕術(※1.)		
	悪性新生物根治手術(※3.)		
	悪性新生物温熱療法(※1.)		
	子宮頸部円錐切除術		
	肝動脈塞栓術		
ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術	経尿道的膀胱腫瘍切除術		
	ラジオ波凝固療法		
	内視鏡的大腸・結腸ポリープ切除術(※1.)	内視鏡下生検法	
	経皮的カテーテル心筋焼灼術(※1.)	心臓カテーテル検査	
	内視鏡的消化管止血術(※1.)	腹水濾過濃縮再静注法	
新生物根治放射線照射	胸腔ドレナージ(※1.)	経カテーテル的抗がん剤導注療法	
	抗悪性腫瘍剤動脈・静脈または腹腔内持続注入用埋込型カテーテル設置(※1.4.)		
	放射線照射(50グレイ以上)(※1.)		
	ガンマナイフ(※1.)		

- ※1. 施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。60日を過ぎて新たに施術された場合は支払対象となります。
- ※2. 悪性新生物の手術は、その内容により給付倍率が異なります。
- ※3. 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣に対する手術を指し、同時に原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出し、周辺リンパ節を郭清する手術をいいます。転移、再発病巣の切除、摘除、摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。
- ※4. 成人病特約、成人病給付特約、女性医療特約、がん特約からは支払対象となりません。